

亀山市告示第41号

亀山市物品調達等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市物品調達等に関する要綱の一部を改正する告示

亀山市物品調達等に関する要綱（平成20年亀山市告示第157号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中

「 上記の物品調達等に係る開札の結果は、次のとおりである。

入札者	第1回		第2回		落札決定
	入札金額	順位	入札金額	順位	

を

」

「 上記の物品調達等における開札の結果は、次のとおりである。

入札者	第1回		第2回		落札決定
	入札金額	順位	入札金額	順位	

課

に改

」

める。

様式第5号中

「 上記物品調達等に係る見積の結果は、次のとおりである。

見積者 (指名した者)	第1回		第2回		決定
	見積金額	順位	見積金額	順位	

を

」

「 上記物品調達等における見積の結果は、次のとおりである。

見積者	第1回		第2回		決定
	見積金額	順位	見積金額	順位	

課

に、

」

「 ※予定価格は、見積結果の決定後に記載する。  
年 月 日 を  
」

「 ※予定価格は、見積結果の決定後に記載する。  
年 月 日 に改  
」

める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。